



Title	信長の政治的地位の変遷：「上様」号の使用例の分析を通じて
Author(s)	藤井, 滉良
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2021, 3, p. 18-21
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79339
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

信長の政治的地位の変遷

—「上様」号の使用例の分析を通じて—

日本史学 博士前期課程 1 年

藤井 滉良

はじめに

私は以前より、中近世移行期において異質である織田家の政治的画期とはいつであるかに関して興味関心を持っていた。この課題に対して、先行研究では織田家発給文書の記述の変遷から分析する手法が用いられ、多数の研究が蓄積された。

例えば、渡辺世祐氏は永禄 12 年（1569）1 月に、信長から足利義昭に「殿中御掟」を承認させた時点をもって、既に信長が天下の実権を掌握し始めた段階だと評価した¹。また、金子拓氏は天正 10 年（1582）2・3 月の甲州征伐から同年 4・5 月の“将軍推任”への政治的動向の中で、それまで「天下（＝五畿内）静謐」一筋であった信長の頭の中に、秀吉の構想へと通じる「全国統一」の考えが初めて浮かんだと推測している²。

殊に現在の織田家研究において、谷口克広氏の研究が代表的なものとして挙げられる。谷口氏は、天正 3 年秋から信長が「上様」の文言を使用し始めた点に注目し、当時点より信長が「天下人」としての意識を持ち始め、政治を主導していったと論じた³。

しかし、なぜこの時期から「上様」の文言が使用され始めるのかについて、谷口氏は言及を避けている。また信長側が「上様」号を使用し始めた段階と、地方勢力がその称号を受容するまでにはブランクがある。加えて天正期には、本来「上様」と呼ばれるべき足利義昭の存在は無視しえない。現時点での研究段階では、「上様」論の実態を解明できたというには不十分である。

そこで本研究では、織田家の文書に加え、織田家と外交関係を結んだ大名や国人衆の書状も分析し、織田家当主の信長が、どの時点で他大名家当主を凌駕する存在になったかと、信長自身や織田家家臣団、他大名家当主らが認識し始めたかを検討する。

第 1 章 将軍家・各戦国大名家の敬称表現

そもそも「上様」号は、室町・戦国期においては室町将軍その人を指す敬称であった。

いっぽう戦国期は、前後の時代と比較すると中央政権の権威が脆弱であり、相対的に地方勢力の権威が増大していった時期であった。それは各有力大名の敬称にも表れており、守護や守護代の系譜を引く武田家や上杉家（長尾家）の当主には家臣から「御館様」

¹ 渡辺世祐「足利義昭と織田信長との関係に就いての研究」（『史学雑誌』22-1、1911 年）

² 金子拓『織田信長（天下人）の実像』（講談社、2014 年）

³ 谷口克広『織田信長の外交』（祥伝社、2015 年）

等、いわゆる「屋形」号が用いられ、書状中では闕字や平出等の敬意表現が用いられた。

しかし守護の一家臣の出自から有力大名へと勢力を拡大した織田家においては、「屋形」号は使用されず、書状中では「殿様」「信長様」等と表現されていた。

第2章 織田家当主を指す「上様」号の出現

信長に対して「上様」号を用いた事例の初出は、天正3年8月24日付の「越前橘屋三郎左衛門尉宛武井夕庵副状」である。当書状は、信長の祐筆から越前国の商人宛に発給された書状で、内容は三郎左衛門尉の越前「還住」を認めたものであった。

なぜこのタイミングで「上様」号が使用されたかについては、越前国が織田家ゆかりの地であり、この前年に一向一揆勢によって占領されてしまっていたため、五畿内を治める実力者として、当国奪還に向け強固な意志を表明する狙いがあったと考えられる。

「上様」号の使用開始と同時期に、信長発給文書の文体が尊大化する傾向も現れる。長篠の戦い直後に、武田家攻撃を関東や東北地方の大名に依頼した際には、初めての書信にもかかわらずあたかも命令のごとき文体で、かつ紋切型の書状が一斉に発給しており、将軍を彷彿とさせるような「天下」の為としての武田家「退治」を指示した⁴。

しかし実際に「上様」号が使用された事例は、信長側近が織田家中の人物、もしくは寺社や商家等武家以外の勢力宛に発給した文書でのみ使用されていた。また他大名家宛の書状では信長の動作に敬意表現がなされているものの「上様」号までは使用せず、書状の受取り主も信長のことを「上様」と表現した事例はこの時点では確認できない。

信長の重臣層にいたっては、信長側近が彼らの主君に対して「上様」号を使用し始めてからも、約2年間は引き続き「殿様」等の表現を用いており、当時の信長は彼の重臣に対して「上様」号の使用を強制し得る程の権威を有してはいなかったことが分かる。

以上のように、信長の「上様」号は、天正3年に使用され始めて以降、当初は極めて限定的な範囲での使用にとどまっていた。信長重臣層が主君である信長を「上様」と表現することを遠慮した理由を考えるには、当時「上様」と呼ばれる資格を有していたもう一人の存在である足利義昭についても考慮に入れなければならない。

第3章 第二次信長包囲網の成立と二つの「上様」体制

元龜4年(1573)7月に京から追放された義昭は、追放された直後から西国の有力大名である毛利家との通交を再開させ、帰洛を試み始めた⁵。天正3年夏には、毛利家領国に入国する計画が成ったと同時に、東国の有力大名である上杉家との同盟が成立し⁶、第二次信長包囲網の母体が形成された。当包囲網は、「上様」義昭を頂点に東西の核として上杉家と毛利家を設定し、織田家を挟撃させる計画であったといえよう。

⁴ 奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』（吉川弘文館、2007年、以下、『信文』と表記）607号・天正3年11月28日付「常陸佐竹義重宛朱印状」等。

⁵ 『古川家文書』485号・天正元年10月2日付「足利義昭御内書」等。

⁶ 『古川家文書』492号・天正3年5月13日付「頼英書状」。

毛利・上杉家ら反織田方の大名家中においては、義昭に対して将軍在京時から用いていた「上様」号の使用を継続し、義昭から発給された御内書に対する各大名からの返書においても、「上様」号が使用された。京から追放されて以降も、一部の勢力にとっては義昭が依然として「上様」であった。

天正3年からは、織田家当主の信長と征夷大將軍である義昭という2人の「上様」が併存し、両「上様」に各武家が加勢し臣従したことで、織田家当主と足利家將軍をそれぞれ頂点に据えた2つの武家体制が形成されていった時期とみるべきである。

第4章 織田家「上様」体制の優勢とその到達点

織田・足利両家の「上様」体制の均衡は、天正6年(1578)3月に上杉謙信が死去したことにより崩れ始めた。織田家にとって東からの圧力が弱まって以降、信長は天正8年(1580)に関東の北条家と⁷、九州の大友家・島津家との外交に乗り出した⁸。また信長が特別視していた⁹謙信が没したことで、信長にとっての脅威は全て去り、以降は例外なくどの武家に対しても高圧的な文体を用いた。

またこの時期から、それまで「上様」号の使用を避けていた信長重臣層や代官クラスも、織田家に臣従した勢力宛の書状では信長を「上様」と表記した事例が増加した。

信長の「上様」論において大きな画期を唱える上で、九州の有力大名であった島津家当主・義久が発給した2通の文書を比較したい。1通目は天正6年12月に、義久から毛利輝元に宛てた書状で、当書状での「上様」は義昭である¹⁰。しかし2通目の天正9年(1581)6月の書状においては、「上様」は明確に信長を指している¹¹。これは島津家が天正6年から同9年までの間に、足利將軍家「上様」体制から織田家「上様」体制へと鞍替えしたことを示している。同時に織田家内部でのみ通用していた「上様」=信長の認識が、天正9年の夏には地方の有力大名にまで認められていたことも証立てている。

また天正10年3月には、織田家と断続的に戦争をしていた石山本願寺の元法主・顕如が日記『鷲森日記』にて、甲州征伐に赴く信長を「上様御出馬」と記している¹²。反織田方の一員であった顕如が信長を「上様」と呼ぶことは、彼が信長を「上様」とする体制の傘下に入った事を意味している。このことから、当時は“文書にて「上様」号を使用する”行為が、その「上様」に対する臣従の意思表示であったことが導き出される。

天正8年時点では、第三者にとっても両「上様」の対立は既に信長優勢であることが火を見るより明らかであった。織田政権の一期として主張される、翌天正10年夏の“將軍推任”に至る政治動向も、この情勢に連続して捉え直されるべきである。

⁷ 奥野高廣・岩澤愿彦校注『信長公記』(角川文庫、1969年)天正8年3月9日条。

⁸ 『信文』886号・天正8年8月12日付「薩摩島津義久宛書状案」等。

⁹ 『上杉家文書』中の謙信に宛てた織田家発給の文書は、一貫して謙信に対する敬意表現が確認され、信長が終始謙信を対等以上の存在と認識していたことが窺える。

¹⁰ 『島津家文書』1423号・天正6年12月10日付「島津義久書状案」。

¹¹ 『島津家文書』1429号・天正9年6月28日付「島津義久書状案」。

¹² 『鷲森日記』(国立国会図書館デジタルアーカイブ版を閲覧)天正10年3月5日条。

第5章 両「上様」体制の終焉

天正10年6月2日に「上様」である信長が急死したことで、両「上様」体制の対立は唐突に終焉を迎える。同時に信長の嫡子・信忠も亡くなったため、織田家中から次の「上様」を擁立することができず、しばし織田家中において内乱が続いた。

天正10年10月には、信長重臣の一人であった秀吉が、毛利家領に下国していた義昭を京へ帰還させる交渉を行っている¹³。直前まで敵対していた「上様」を帰洛させる奇妙な動向は、信長存命時の天正元年（1573）11月においても確認できる¹⁴。

この2つの“将軍帰洛交渉”の共通点として、どちらの時期も京に「上様」が存在していなかった点が挙げられる。当時は信長も秀吉も、室町幕府に代わる体制を創出し、五畿内を掌握することができてはいなかった。そのため、畿内周辺の混迷を收拾させる方策として、一旦は対立していた事実を水に流し、再び義昭を「上様」と奉じることを模索したと想定できる。

おわりに 天正期の「上様」論の再考

永禄年間(1558～1570)から有力大名として台頭していった織田家の当主・信長は、他有力大名家の志向とは異なり、「屋形」号を使用することはなかった。

義昭を京から追放して以降、五畿内を掌握する自身を権威付けるために、それまで室町将軍の敬称であった「上様」号を使い始めた。しかし、当初その使用範囲は極めて限定的で、他大名家はおろか信長重臣層にも受容されてはいなかった。

いっぽう京から追放された義昭は、毛利家や上杉家の助力を得て「上様」としての権威を復活させ、天正3年には信長と義昭を頂点とする2つの「上様」体制が並立した。

天正6年3月に、東国における有力大名の当主であった謙信が死去したことで、信長含め織田家内外において、既に織田家に対抗し得る大名家は存在していないという認識が共有された。この時期から信長重臣層も信長に対して「上様」号を文書中にて積極的に使用し始め、島津家ら地方の有力大名家も信長を「上様」と表記することで、続々と織田家中心の武家体制に組み込まれていった。

天正9年6月までには、信長を頂点とした織田家「上様」体制が確立し、日本全土の広範囲に影響力を行使していたといえる。

参考文献

- ・金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』（講談社、2014年）
- ・谷口克広『織田信長の外交』（祥伝社、2015年）
- ・藤田達生『本能寺の変』（講談社、2019年）

¹³ 『黒田家譜』（福岡県立図書館デジタルライブラリを閲覧）。

¹⁴ 『毛利家文書』331号・天正元年9月7日付「羽柴秀吉書状」。